



鳥取県公報

令和7年7月8日（火）
第9708号

毎週火・金曜日発行

目次

◇ 告 示

指定自立支援医療機関の指定（438）（障がい福祉課）・・・2

鳥取県資源管理方針の変更（439）（漁業調整課）・・・2

令和7管理年度におけるぶり等の知事管理漁獲可能量（440）（〃）・・・4

公共測量の実施（5件）（441～445）（県土総務課）・・・5

指定障害福祉サービス事業者の指定（446）（西部総合事務所県民福祉局）・・・6

◇ 選管告示

選挙管理委員会の招集（33）・・・6

◇ 公 告

農地を利用する権利の設定の裁定（2件）（経営支援課）・・・6

森林法による開発行為の許可（東部農林事務所）・・・8

◇ 調達公告

一般競争入札の実施（物品契約課）・・・8

落札者の決定（3件）（〃）・・・11

◇ 雑 報

行政書士試験の実施（政策法務課）・・・12

告 示

鳥取県告示第438号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定に基づき、指定自立支援医療機関を指定したので、同法第69条の規定により次のとおり告示する。

令和7年7月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

開設者の氏名 又は名称	開設者の住所	指定自立支援医療機 関の名称	指定自立支援医療 機関の所在地	自立支援医療 の種類	指定年月日
有限会社こや ま薬局	鳥取市千代水一丁 目156	アイ・プラス薬局博 労町店	米子市博労町四丁 目356－3	育成医療、更 生医療、精神 通院医療	令和7年5月 1日
医療法人厚生 会	米子市彦名町1250	訪問看護ステーショ ンほんわか	米子市茶町25	〃	令和7年7月 1日

鳥取県告示第439号

漁業法（昭和24年法律第267号）第14条第9項の規定により、鳥取県資源管理方針を次のとおり変更したので、同条第10項において準用する同条第6項の規定により公表する。

令和7年7月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 変更の内容

変 更 後	変 更 前
第1～第7 略 第8 個別の水産資源についての具体的な資源管理の方針 特定水産資源についての具体的な資源管理の方針は「別紙1－1 くろまぐろ（小型魚）」から「別紙1－8 ぶり」までに、それぞれ定めるものとし、特定水産資源以外の水産資源についての具体的な資源管理の方針は「別紙2－1 あわび類」から「別紙2－20 たこ類」までに、それぞれ定めるものとする。 (別紙1－1～別紙1－4) 略 (別紙1－5) 第1 特定水産資源 まさば及びごまさば対馬暖流系群（以下「まさば及びごまさば」という。） 第2～第4 略 (別紙1－6・別紙1－7) 略	第1～第7 略 第8 個別の水産資源についての具体的な資源管理の方針 特定水産資源についての具体的な資源管理の方針は「別紙1－1 くろまぐろ（小型魚）」から「別紙1－7 まだい日本海西部・東シナ海系群」までに、それぞれ定めるものとし、特定水産資源以外の水産資源についての具体的な資源管理の方針は「別紙2－1 あわび類」から「別紙2－21 たこ類」までに、それぞれ定めるものとする。 (別紙1－1～別紙1－4) 略 (別紙1－5) 第1 特定水産資源 まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群（以下「まさば及びごまさば」という。） 第2～第4 略 (別紙1－6・別紙1－7) 略

(別紙 1－8)

第 1 特定水産資源

ぶり

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の
管理の手法等

鳥取県ぶり漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

ア 水域

イの対象とする漁業に係る漁業者が、ぶりの採捕を行う水域

イ 対象とする漁業

鳥取県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がぶりを採捕する漁業

ウ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、陸揚げした日からその日の属する月の翌月の10日までとする。

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を鳥取県ぶり漁業へ配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管
理に関する事項

特になし。

第 5 その他資源管理に関する重要事項

資源管理基本方針の本則の第 1 の 2 (5) に規定するステップアップ管理を行う。

(別紙 2－1～別紙 2－4) 略

(別紙 2－1～別紙 2－4) 略

(別紙 2－5)

第 1 水産資源

ぶり

第 2 資源管理の方向性

国が行う資源評価における親魚量を現状（13.2 万トン）以上に維持する。

なお、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管
理に関する事項

鳥取県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定

	を公表するとともに、当該協定に参加している者 自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及 び取組内容の改良を促進する。
	第4 <u>その他資源管理に関する重要事項</u> 特になし。
(別紙2-5) 略	(別紙2-6) 略
(別紙2-6) 略	(別紙2-7) 略
(別紙2-7) 略	(別紙2-8) 略
(別紙2-8) 略	(別紙2-9) 略
(別紙2-9) 略	(別紙2-10) 略
(別紙2-10) 略	(別紙2-11) 略
(別紙2-11) 略	(別紙2-12) 略
(別紙2-12) 略	(別紙2-13) 略
(別紙2-13) 略	(別紙2-14) 略
(別紙2-14) 略	(別紙2-15) 略
(別紙2-15) 略	(別紙2-16) 略
(別紙2-16) 略	(別紙2-17) 略
(別紙2-17) 略	(別紙2-18) 略
(別紙2-18) 略	(別紙2-19) 略
(別紙2-19) 略	(別紙2-20) 略
(別紙2-20) 略	(別紙2-21) 略

2 変更年月日

令和7年6月13日

鳥取県告示第440号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定により、令和7管理年度（令和7年7月1日から令和8年6月30日までの期間をいう。）のぶり及びまさば及びごまさば対馬暖流系群の知事管理漁獲可能量を次のとおり定めたので、同条第4項の規定により公表する。

令和7年7月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
鳥取県ぶり漁業	101,000トンの内数
鳥取県まさば及びごまさば漁業	現行水準

鳥取県告示第441号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、大山町長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和7年7月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間 令和6年5月20日から令和7年3月11日まで
- 3 作業地域 西伯郡大山町

鳥取県告示第442号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、鳥取県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和7年7月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（写真測量）
- 2 作業期間 令和7年6月23日から令和8年2月27日まで
- 3 作業地域 鳥取市、岩美郡岩美町及び八頭郡八頭町

鳥取県告示第443号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、鳥取県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和7年7月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（写真測量）
- 2 作業期間 令和7年6月27日から令和8年1月19日まで
- 3 作業地域 鳥取市、岩美郡岩美町及び八頭郡八頭町

鳥取県告示第444号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、鳥取県西部総合事務所日野振興センター所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和7年7月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（応用測量）
- 2 作業期間 令和7年7月15日から同年11月4日まで
- 3 作業地域 日野郡日南町菅沢

鳥取県告示第445号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、鳥取県東部農林事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和7年7月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間 令和7年7月25日から令和8年2月25日まで
- 3 作業地域 八頭郡八頭町山上

鳥取県告示第446号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

令和7年7月8日

鳥取県西部総合事務所長 荒 田 す み 子

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
特定非営利活動法人幸伸	米子市旗ヶ崎七丁目11-27	T S C	米子市福市907-1	短期入所、共同生活援助	令和7年7月1日

選挙管理委員会告示**鳥取県選挙管理委員会告示第33号**

令和7年第6回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

令和7年7月8日

鳥取県選挙管理委員会委員長 藤 村 実 千 子

- 1 日時 令和7年7月8日（火） 午後2時
- 2 場所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁選挙管理委員会
- 3 議題
 - （1）専決処分の承認について（選挙運動従事者及び労務者に対し支給することができる実費弁償の額等の改正について）
 - （2）その他

公 告

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定に基づき、次のとおり農地を利用する権利（以下「利用権」という。）を設定すべき旨の裁定をしたので、同法第41条第3項の規定により公告する。

令和7年7月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 利用権を設定すべき農地の所在、地番、地目及び面積

農地の所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
-----------	----	------------

倉吉市別所字川西799	田	509
倉吉市別所字川西800		2,597
倉吉市別所字頭細895		4,815

2 利用権の内容等

所在及び地番	内容	始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額（円）
倉吉市別所字川西799	田	令和7年8月1日	2年	3,691
倉吉市別所字川西800			5月	18,829
倉吉市別所字頭細895			3年	43,335

3 利用権が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構

理事長 西尾 博之

鳥取市東町一丁目271

4 農地の所有者等に係る情報

登記名義人は死亡しており、法定相続人も不明のため、その所有者が確知できない状態となっている。

5 補償金の支払の方法

当該利用権の始期までに、鳥取地方法務局に補償金を供託すること。

6 補償金の還付について

農地の所有者等は、鳥取地方法務局において、供託された補償金の還付を請求することができる。

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定に基づき、次のとおり農地を利用する権利（以下「利用権」という。）を設定すべき旨の裁定をしたので、同法第41条第3項の規定により公告する。

令和7年7月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 利用権を設定すべき農地の所在、地番、地目及び面積

農地の所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
北栄町亀谷字式町田126－2	田	657
北栄町亀谷字森200－3		1,978
北栄町亀谷字森202－3		877
北栄町亀谷字竹鼻215－2		364

2 利用権の内容等

所在及び地番	内容	始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額（円）
北栄町亀谷字式町田126－2	田	令和7年8月1日	2年	0
北栄町亀谷字森200－3			5月	
北栄町亀谷字森202－3				
北栄町亀谷字竹鼻215－2				

3 利用権が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構

理事長 西尾 博之

鳥取市東町一丁目271

4 農地の所有者等に係る情報

登記名義人は死亡しており、法定相続人も不明のため、その所有者が確知できない状態となっている。

5 補償金の支払の方法

該当なし

6 補償金の還付について

該当なし

森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2第1項の規定に基づき、開発行為の許可をしたので、鳥取県林地開発条例（平成17年鳥取県条例第96号）第16条の規定により次のとおり公表する。

令和7年7月8日

鳥取県東部農林事務所八頭事務所長 若 松 理 恵

開発者の氏名 又は名称及び 代表者の氏名	開発者の 住所又は 主たる事 務所の所 在地	開発行為 を行う土 地の所在 地	開発行為 の目的	土地の面積			開 発 行 為 の工期	開 発 行 為 の 許 可 年 月 日
				開 発 事 業 区 域 の 土 地 の 面 積	開 発 行 為 を し よ う と す る 森 林 の 土 地 の 面 積	開 発 行 為 に 係 る 森 林 の 土 地 の 面 積		
三明建設株式 会社 代表取締役 岡村 文美子	鳥取市長 谷825	鳥 取 市 長 谷地内	岩石の採 取	16.9847ヘ クタール	14.2357 ヘクタール	9.7516ヘ クタール	平成21年9 月21日から 令和7年9 月24日まで	令和7年 6月17日

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和7年7月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

(1) 調達物品の名称及び数量

空港用大型高速スノーパー除雪車 1台

(2) 調達物品の仕様

入札説明書による。

(3) 納入期限

令和8年11月27日（金）

(4) 納入場所

鳥取市湖山町西四丁目110-5 鳥取県営鳥取空港（鳥取空港除雪車庫）

(5) 入札方法

本件入札は、鳥取県物品電子調達システム（以下「電子調達システム」という。）による電子入札又は紙入札により行うものであること。

入札金額は、入札説明書に示す方法に従い物品の調達に要する費用の合計金額を電子調達システムに入力し、又は入札書に記載すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 令和6年鳥取県告示第507号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有

するとともに、その業種区分が車両・船舶及び航空機類の車両に登録されている者であること。

なお、本件入札に参加を希望する者であって、競争入札参加資格を有していないもの又は当該業種区分に登録されていないものは、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を令和7年7月17日（木）正午までに原則としてとっとり電子申請サービスにより4の（3）の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出後速やかに4の（3）の場所に必ず連絡すること。

- （3） 本件調達の公告日から開札日（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- （4） 本件調達の公告日から開札日（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- （5） 本件公告に示した物品を納入期限までに納入場所に納入することができる者であって、当該物品の納入日から減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に示される耐用年数の期間において、保守、点検及び修理その他のアフターサービスを鳥取県の求めに応じて速やかに提供できるものであること。

3 契約担当部局

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課

4 入札手続等

（1） 入札の手続に関する担当部局

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課物品調達担当

電話 0857-26-7425

電子メール b_denshichoutatsu@pref.tottori.lg.jp

（2） 仕様に関する担当部局

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県輝く鳥取創造本部中山間・地域振興局交通政策課空港振興室

電話 0857-26-7667

（3） 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課契約担当

電話 0857-26-7431

電子メール b_denshichoutatsu@pref.tottori.lg.jp

（4） 入札説明書等の交付方法

令和7年7月8日（火）から同年8月4日（月）までの間にインターネットのホームページ（物品電子調達ウェブサイト（<https://www.pref.tottori.lg.jp/denshichotatsu/>））から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

令和7年7月8日（火）から同年8月4日（月）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。

イ 交付場所

（1）に同じ。

（5） 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律

(平成14年法律第99号) 第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展と明記すること。)により、(1)の場所に送付すること。

(6) 入札及び開札の日時及び場所

ア 入札日時

令和7年8月20日(水)から同月29日(金)までの日の午前8時30分から午後6時までとする。ただし、入札の最終日は正午までとする。また、郵便等による入札書の受領期間は、同月28日(木)午後5時までとする。

イ 開札日時

令和7年8月29日(金)午後1時以降

ウ 場所

(1)に同じ。

5 入札参加者に要求される事項

(1) 電子入札による場合は、電子調達システムの操作マニュアル記載の方法によること。

(2) 紙入札による場合は、入札書に件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出すること。

(3) 本件入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す事前提出物を4の(1)の場所に令和7年8月4日(月)午後5時までに、次に示すところにより提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

ア 電子入札を希望する者にあつては、電子調達システムで提出すること。ただし、添付ファイルの容量等により全ての書類を電子調達システムで提出できない場合においては、入札説明書で指定するものを除き、郵便等又は持参の方法により4の(1)の場所に提出することができる。

イ 紙入札を希望する者にあつては、郵便等又は持参の方法により4の(1)の場所に提出すること。

(4) 入札参加者は、(3)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札金額の100分の5以上の金額を県の指定する期日までに納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第124条において準用する会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって入札保証金の納付に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。)第14条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第18条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格を有しない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び会計規則、本件公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約における特約事項

本件入札による契約については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年鳥取県条例第6号)第3条の規定により、鳥取県議会において議会の議決を要する場合がある。この場

合、まず仮契約を締結することとし、議会の議決を得たときに、当該仮契約は本契約として効力を生じるものとする。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 落札者の決定方法

本件公告に示した物品を納入できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を、落札者とする。

(6) 手続における交渉の有無

無

(7) 電子証明書

本件入札において電子入札による場合は、5の(3)の書類を提出するときに電子証明書を必要とする。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : Airport high speed Snow Sweeper
Quantity 1

(2) August 4, 2025 5:00 PM: Time-limit for submission of documents for qualification confirmation

(3) August 29, 2025 noon : Time-limit for submission of tenders

(August 28, 2025 5:00 PM : Time-limit for submission of tenders by registered mail)

(4) Contact Point for the notice : Procurement Division, Accounting Office, General Affairs Department, Tottori Prefectural Government, 1-220 Higashi-machi, Tottori-shi, Tottori 680-8570, Japan

TEL : 0857-26-7425

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和7年7月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達件名及び数量	ロータリー除雪車（2.2メートル級） 1台
2 契約方式	一般競争入札
3 落札日	令和7年6月5日
4 落札者の名称及び所在地	三協建機株式会社 鳥取市南栄町9
5 落札金額	62,700,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
6 入札公告日	令和7年4月21日
7 落札方式	最低価格落札方式
8 契約事務担当部局の名称及び所在地	鳥取県総務部総合事務センター物品契約課 鳥取市東町一丁目220

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和7年7月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達件名及び数量	除雪トラック（7トン級）（鳥取県土） 1台
------------	-----------------------

2 契 約 方 式	一般競争入札
3 落 札 日	令和7年6月20日
4 落札者の名称及び所在地	UDトラックス株式会社鳥取カスタマーセンター 鳥取市湖山町東三丁目20
5 落 札 金 額	41,360,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
6 入 札 公 告 日	令和7年5月7日
7 落 札 方 式	最低価格落札方式
8 契約事務担当部局の名称 及び所在地	鳥取県総務部総合事務センター物品契約課 鳥取市東町一丁目220

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和7年7月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調 達 件 名 及 び 数 量	除雪トラック（7トン級）（中部県土） 1台
2 契 約 方 式	一般競争入札
3 落 札 日	令和7年6月20日
4 落札者の名称及び所在地	UDトラックス株式会社鳥取カスタマーセンター 鳥取市湖山町東三丁目20
5 落 札 金 額	41,030,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
6 入 札 公 告 日	令和7年5月7日
7 落 札 方 式	最低価格落札方式
8 契約事務担当部局の名称 及び所在地	鳥取県総務部総合事務センター物品契約課 鳥取市東町一丁目220

雑 報

行政書士法（昭和26年法律第4号）第4条第1項の規定による鳥取県知事の委任に係る令和7年度鳥取県行政書士試験を次のとおり実施する。

令和7年7月8日

一般財団法人行政書士試験研究センター理事長 望 月 達 史

- 試験日時
令和7年11月9日（日） 午後1時から午後4時まで
- 試験場所
鳥取市尚徳町101-5 とりぎん文化会館
- 試験方法及び科目

次の事項につき筆記試験（（1）は択一式及び記述式、（2）は択一式）により行う。

なお、記述式は、40字程度で記述するものを出题する。

- （1）行政書士の業務に関し必要な法令等（出題数 46題）

憲法、行政法（行政法の一般的な法理論、行政手続法、行政不服審査法、行政事件訴訟法、国家賠償法及び地方自治法を中心とする。）、民法、商法及び基礎法学の中からそれぞれ出題し、法令については、令和7年4月1日現在施行されているものに関して出題する。

- （2）行政書士の業務に関し必要な基礎知識（出題数 14題）

一般知識、行政書士法等行政書士業務と密接に関連する諸法令、情報通信・個人情報保護及び文章理解の中からそれぞれ出題し、法令については、令和7年4月1日現在施行されているものに関して出題する。

4 試験案内及び受験願書の配布

(1) 郵送配布

180円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒（角2号）を同封した上、封筒の表に「願書請求」と朱書きして、イの請求先まで郵便で請求すること（令和7年8月8日（金）必着のこと。）。

ア 配布期間 令和7年7月22日（火）から同年8月8日（金）まで

イ 請求先 〒252-0299 日本郵便株式会社相模原郵便局留
一般財団法人行政書士試験研究センター試験課

(2) 窓口配布

ア 配布期間 令和7年7月22日（火）から同年8月18日（月）まで

イ 配布場所等

次の表の配布場所の欄に掲げる場所で、同表の配布時間の欄に定める時間（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）に配布する。

配 布 場 所		配 布 時 間
鳥取県地域社会振興部県民課	鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁本庁舎内	午前8時30分から 午後5時15分まで
鳥取県中部総合事務所県民福祉局	倉吉市東巖城町2	〃
鳥取県西部総合事務所県民福祉局	米子市栲町一丁目160	〃
鳥取県西部総合事務所日野振興センター日野振興局	日野郡日野町根雨140-1	〃
鳥取県行政書士会	鳥取市富安二丁目159 久本ビル5階	午前9時から 午後5時まで

5 受験手続

(1) インターネットによる受験申込み

ア 受験申込画面への入力

一般財団法人行政書士試験研究センターのホームページ（<https://gyosei-shiken.or.jp>）からインターネット出願画面に接続し、画面の項目に従って必要事項を漏れなく入力すること。

イ 受付期間

令和7年7月22日（火）午前9時から同年8月25日（月）午後5時まで

なお、受付期間中にアの受験申込画面に接続中又は入力中の者であって、受験申込みを完了していないものは、受付期間の終了によりインターネットによる受験申込みができなくなるので注意すること（受付期間の最終日は受験申込画面へのアクセスの集中が予想されるので、余裕を持って申し込むこと。）。

ウ 受験手数料及び納付方法

（ア） 受験手数料 10,400円

（イ） 納付方法

申込者本人名義のクレジットカード（VISA、Master、JCB、アメリカン・エクスプレス又はDinersに限る。）による決済又はコンビニエンスストア（セブンイレブン、ローソン、ローソン・スリーエフ、ファミリーマート、セイコーマート、ミニストップ、デイリーヤマザキ、ヤマザキデイリーストア又はニューヤマザキデイリーストアに限る。）での払込みによる。なお、払い込まれた受験手数料は、原則として返還しない。

(2) 郵送による受験申込み

ア 提出書類

受験願書一式

イ 提出先及び提出方法

一般財団法人行政書士試験研究センター試験課

受験願書及び試験案内とともに配布する宛先が印刷された封筒により簡易書留郵便で郵送すること。

ウ 受付期間

令和7年7月22日（火）から同年8月18日（月）まで

なお、令和7年8月18日（月）の消印があるものまで受け付ける。

エ 受験手数料及び納付方法

（ア） 受験手数料 10,400円

（イ） 納付方法 試験案内を参照すること。なお、払い込まれた手数料は、原則として返還しない。

6 問合せ先

〒102-0082 東京都千代田区一番町25
一般財団法人行政書士試験研究センター
電話 03-3263-7700

7 特例措置の実施

身体の機能に障がいのある者等に対して、障がい等の状態により必要な特例措置をとることがあるので、特例措置を希望する者は受験申込みに先立って6の問合せ先に必ず相談すること。

8 合格者の発表

試験の合格者については、令和8年1月28日（水）午前9時から一般財団法人行政書士試験研究センターの掲示板に合格者の受験番号を掲示するとともに、受験者全員に合否通知書を郵送する。

また、一般財団法人行政書士試験研究センターのホームページ（<https://gyosei-shiken.or.jp>）にも合格者の受験番号を掲載する。